

子育て支援だより



東久留米市子ども家庭部子育て支援課 発行 令和元年11月号

「令和2年4月認可保育施設入所申請受付」が始まります！

≪1次申請≫ 令和元年11月30日(土)～12月10日(火)

日 程	受付時間	場 所
11月30日(土)・12月7日(土)	午前9時～11時30分・午後1時～4時	204 会議室 市役所2階
12月 2日(月)～12月9日(月)	午前9時～11時30分・午後1時～5時	
12月10日(火)	午前9時～11時30分・午後1時～8時	

- ★日曜日の受け付けはありません。
- ★郵送、FAX等での申請は受け付けておりません。市役所2階204会議室までお越しください。
- ★申請後の希望施設変更も上記期間で受け付けます。

※平成31年度の申請において入所保留の方で、令和2年度も入所を希望される方は、改めて申請が必要となります。

※令和2年度申請分から変更になった書類等がありますので、「入園のしおり」をご確認ください。

令和2年度の「入園のしおり」、「施設紹介のしおり」は、市役所2階子育て支援課窓口で配布しています。しおりや申請書類等は、市のホームページからダウンロードすることもできます。



申請する前に書類を確認(□を✓)してみましょう

必要書類

- 子育てのための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書(両面記載)
- 健康状況等調査書
- 確認票
- 保育の必要性を確認する書類(父母それぞれ必要)
- 提出書類について、印鑑の押し忘れや記入漏れはない

平成31年1月1日現在は他の市区町村に住んでいた場合

- 平成31年度住民税(非)課税証明書(父母それぞれ必要)

※個別の状況によって、上記以外に書類が必要な場合があります。

「入園のしおり」の10、11ページでご確認ください。

※コピーが必要なものは、あらかじめコピーしておきましょう。



保育施設の入所についてのお問合せは 東久留米市役所 子育て支援課へ

☎ 042-470-7745



よくある質問Q&A



Q1 早く申請した方が、優先順位は上がりますか？

A 先着順ではありません。申請期間中であれば、申請時期の早さの違いで優先順位が変わることはありませんので、期間内のご都合の良い時にお越しください。例年、受付初日は大変混み合いますので、申請期間の中頃をおすすめしています。

Q2 東京都認証保育所への申請はどうしたらいいですか？

A 直接希望する施設へ申請してください。施設と保護者の直接契約となります。連絡先は、市のホームページや「施設紹介のしおり」、「子育てミニガイド」等で、ご案内しています。
(市役所2階子育て支援課で配布中)

Q3 育児休業明けで育児時間（育児短時間勤務）を利用する場合、基準指数は低くなりますか？

A 育児短時間勤務取得中（見込みを含む）であっても、取得前の勤務日数と時間で指数が算定となります。育児短時間勤務をしている場合（取得予定含む）には、「勤務（内定）証明書」の該当欄に必ず記載するようにしてください。

Q4 施設の見学に行かなければいけませんか？

A 必須ではありませんが、同じ認可施設であっても、保育環境が異なります。お子さんが過ごす場所を事前に確認するためにも、希望施設の見学をおすすめしています。

※認可保育施設の入所利用調整会議（入所選考の会議）について、「子育て支援だより10月号」にも掲載し、子育て支援課窓口で配布しています。子育て支援だよりは、市のホームページでもご覧いただけます。

※認可保育施設の令和2年度4月募集人数は、受付の初日である11月30日（土）に公表します。
受付会場、市ホームページ等でご確認いただけます。



利用者支援員相談をご利用ください！

保育施設の入所申請や市内の保育サービス等について、
利用者支援員がご案内しています。

※支援員が不在の場合や、お待たせすることがある為、予約をおすすめします。下記までご連絡ください。

日 時：平日（土日祝日、年末年始を除く）
8時30分～11時30分 13時～16時30分
場 所：市役所2階 子育て支援課
連絡先：子育て支援課 利用者支援員 大塚
☎ 042-470-7740（直通）
※ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。

